

議案第 1 2 号

佐野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の廃止について

佐野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を廃止する条例を次のように定めます。

令和 7 年 2 月 1 4 日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を廃止する条例

佐野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成 1 7 年佐野市条例 1 5 7 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の佐野市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条の規定により提出されている申請書に関する旧条例第 4 条の 2 から第 6 条までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第 3 条の規定によりされている許可（前項の規定を適用する申請書に係る許可を含む。）については、当該許可に係る特定事業が完了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該許可に係る特定事業に関する旧条例第 3 条の 2 及び第 5 条から第 2 0 条までの規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前に旧条例第 3 条の規定に違反して特定事業を行った者については、旧条例第 1 7 条第 4 項の規定は、なおその効力を有する。
- 5 この条例の施行前にした旧条例第 1 6 条第 1 項又は第 1 7 条第 3 項から第 5 項までの規定による命令については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適

用については、なお従前の例による。

- 7 令和7年6月1日以後にした行為に対して、前項の規定により罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。）が含まれるときは、当該懲役の刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

理 由

宅地造成及び特定盛土等規制法の栃木県での運用が開始されることに伴い、本条例を廃止したいので提案するものです。